

令和6年度銚田市中小企業等チャレンジ事業者応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルスの影響を受けた事業者及び原油価格や物価高騰の影響を受けた事業者を支援し、市内における産業の振興及び活性化を図るため、市内の中小企業及び個人事業者が新たな思い切った取り組みにチャレンジするための経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、銚田市補助金等交付規則(平成17年銚田市規則第37号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に規定する中小企業者、小規模企業者及び個人事業者(農林水産業を除く)をいう。
- (2) 事業所 事業の用に供する事務所、店舗等(仮設又は臨時のものを除く)をいう。
- (3) 業態転換枠 新たに行う思い切った取り組みへのチャレンジ(新分野展開・業態転換・業種転換)をいう。
- (4) エネルギー転換枠 再生可能エネルギー設備(太陽光発電設備)導入をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる条件のいずれかを満たすものとする。

(1) 市内に事業所を有し、かつ市内において令和2年4月1日時点で事業を行っている中小企業者等。ただし、エネルギー転換枠については、この限りではない。

(2) その他市長が補助金を交付することが適当であると認める要件を満たす者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは対象とはしない。

(1) 過去に銚田市中小企業等チャレンジ事業者応援事業補助金の交付を受けた者。ただし、エネルギー転換枠に取り組む事業については、この限りではない。

(2) 令和3年度に銚田市中小企業等ビジネスモデル転換事業補助金の交付を受けた者。ただし、エネルギー転換枠に取り組む事業については、この限りでない。

(3) 申請日以降に事業を継続する意思のない者。

(4) 銚田市暴力団排除条例(平成23年銚田市条例第13号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号から第3号までの規定に該当する者

(5) 本補助金の申請日までに到来した納期限の銚田市税を滞納している者

(6) 法令及び公序良俗にする事業を行う者

(7) 前各号にあげるもののほか、市長が適当ではないと認めるもの

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、補助対象者が、令和5年4月1日から令和7年1月31日までに完了する新たに思い切った取り組みにチャレンジを図る事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、事業の遂行に直接的に必要と明確に特定できる経費で、第4条に定める期間内に契約、取得、実施、支払が完了するものとする。なお、事業関連経費の内訳は、次の各号に掲げる経費とする。ただし、消費税及び地方消費税額は交付の対象としないものとする。

- (1) 広告宣伝費 新聞折込料・雑誌掲載料等の広報に要する経費
- (2) 印刷製本費 ポスター・チラシ・のぼり等の作成に要する経費 会議時の資料作成に要する経費
- (3) 備品購入費 業態転換のための機器等の購入に要する経費
- (4) 工事費 業態転換のための設備等の工事に要する経費
- (5) 委託費 事業の実施が補助対象者のみで実施することが困難なため、専門的技術等を有する者に対して委託する経費
- (6) エネルギー転換枠に係る事業費 店舗等で原則自家消費するために導入する太陽光設備等の工事に要する経費(蓄電池等に係る経費は除く。)
- (7) その他経費 市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1(千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)とし、補助限度額は上限50万円とする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、銚田市中小企業等チャレンジ事業補助金交付申請書(法人：様式第1号、個人：様式第2号)に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第3号)
 - (2) 補助金申請に関する誓約書(様式第4号)
 - (3) 登記事項等確認書類
 - ア 法人：商業登記簿謄本(全部事項証明書(交付日から3ヶ月以内のもの))
 - イ 個人：代表者の住民票抄本(交付日から3ヶ月以内のもの)
 - (4) 決算確認書類(2期分(直近2年分))
 - ア 法人：決算書(貸借対照表、損益計算書、個別注記表)
 - イ 個人：確定申告書(確定申告書(第一表・第二表)又は所得税青色申告決算書(1～4面)又は収支内訳書(1・2面)のいずれか
- ※ エネルギー転換枠を申請する令和6年中の創業者については、創業を証明する書類の他、事業内容、売上が分かる書類等、事業実態を証明するもの
- (5) 市長が特に必要と認める書類

(決定の通知)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があった場合には、当該交付申請に係る書類の審査、必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付の可否を決定したときは、銚田市中小企業等チャレンジ事業補助金交付決定通知書(様式第5号)もしくは銚田市中小企業等チャレンジ事業補助金不交付決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定通知に補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(重複交付)

第9条 補助事業者が当該補助事業について、国、県その他の補助金の交付を受けた場合は、この要綱に基づく当該年度の補助金からその他の補助金を除いた額を限度とし、補助金を交付するものとする。

(計画の変更)

第10条 補助事業者は、やむを得ず、事業計画書で定めた事業費の2割以上の計画変更が生じる場合及び計画期間を1ヶ月以上延長する必要が生じる場合、銚田市中小企業等チャレンジ事業補助金変更申請書(様式第7号)を事務局あてに提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による変更申請があったときは、速やかに銚田市中小企業等チャレンジ事業補助金変更認定通知書(様式第8号)又は銚田市中小企業等チャレンジ事業補助金変更不認定通知書(様式第9号)により補助事業者に通知するものとする。

(完了報告)

第11条 補助事業者は、事業が完了後30日以内又は令和7年2月16日までのいずれか早い日に、銚田市中小企業等チャレンジ事業補助金完了報告書(様式第10号)に関係書類を添えて提出するものとする。

(補助金額の確定)

第12条 事務局は、前条の規定による完了報告を受けた場合において、当該完了報告に係る補助対象事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、銚田市中小企業等チャレンジ事業補助金確定通知書(様式第11号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 補助事業者は、前条の規定による通知があったときは、速やかに銚田市中小企業等チャレンジ事業補助金交付請求書(様式第12号)を事務局に提出しなければならない。

2 銚田市は、前項の規定による補助金の交付依頼を受けたときは、速やかに指定した口座に補助金を交付するものとする。

3 補助金の交付は、会計年度内において1回を限度とし、市の予算の範囲内で交付するものとする。

(決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき

(3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令、規則又はこの要綱の規定に基づく命令等に反したとき

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、速やかに銚田市中小企業等チャレンジ事業補助金交付決定取消通知書(様式第13号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 15 条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助事業者はその全部又は一部の返還を命じることができる。

(状況の調査等)

第 16 条 市長は、補助事業の円滑かつ適正な推進を図るため必要と認めるときは、補助事業の状況を調査し、又は補助事業者に報告を求めることができるものとする。

(その他)

第 17 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 5 月 1 4 日から施行する。

銚田市長 宛

住 所(所在地)

氏 名(名 称)

(代表者)

連絡先 電 話

(日中連絡がとれる電話番号をご記入ください。)

銚田市中小企業等チャレンジ事業補助金申請書

業態転換枠 エネルギー転換枠

※どちらかにチェックを入れてください。

両方申請する場合は、別々に申請書を作成してください。

銚田市中小企業等チャレンジ事業補助金交付要綱第7条の規定により次の書類を添えて申請します。

- 1 事業計画書(様式第3号)
- 2 補助金申請に関する誓約書(様式第4号)
- 3 商業登記簿謄本(全部事項証明書)※交付日から3ヶ月以内のもの
- 4 決算書(貸借対照表, 損益計算書, 個別注記表)※直近の2期分
※ エネルギー転換枠を申請する令和6年中の創業者については, 創業を証明する書類の他, 事業内容, 売上が分かる書類等, 事業実態を証明するもの
- 5 市長が特に必要と認める書類

銚田市長 宛

住 所(所在地)

氏 名(名称)

(代表者)

連絡先 電 話

(日中連絡がとれる電話番号をご記入ください。)

銚田市中小企業等チャレンジ事業補助金申請書

業態転換枠 エネルギー転換枠

※どちらかにチェックを入れてください。

両方申請する場合は、別々に申請書を作成してください。

銚田市中小企業等チャレンジ事業補助金交付要綱第7条の規定により次の書類を添えて申請します。

- 1 事業計画書(様式第3号)
- 2 補助金申請に関する誓約書(様式第4号)
- 3 代表者の住民票抄本 ※交付日から3ヶ月以内のもの
- 4 事業が確認できる書類(確定申告書(確定申告書(第一表・第二表)又は所得税青色申告決算書(1～4面)又は収支内訳書(1・2面))※直近2年分
※ エネルギー転換枠を申請する令和6年中の創業者については、創業を証明する書類の他、事業内容、売上が分かる書類等、事業実態を証明するもの
- 5 市長が特に必要と認める書類

受付番号 ※記載不要	
---------------	--

事業計画書

申請者	法人番号(*1)	
	企業・団体名(屋号)	
	代表者役職・氏名	
	所在地	
連絡担当窓口	氏名(ふりがな)	
	所属(部署名)・役職	
	電話番号(代表・直通)	
	E-mail	

*1 法人番号を付与されている場合には、13桁の番号記載し、法人番号を付与されていない個人事業者等の場合には、記載不要。

申請概要	事業開始予定日(*2)	年 月 日
	事業完了予定日	年 月 日
	補助金交付申請額(*3)	円

*2 チャレンジ事業に係る取組みを開始する予定日を記載(令和6年4月1日以降)

*3 事業計画書3(1)B「補助金交付申請額」の金額を記載

2 チャレンジ事業の内容

(1) 事業計画名

(2) 事業の実施場所(住所)

(3) 事業の実施時期

令和 年 月 日から開始

※令和6年4月1日以降に開始する事業が対象

(4) 計画の目的(課題認識・目指す姿)と内容

①事業の目的と内容について具体的に記入してください。

②具体的な行動計画・実施体制(事業スケジュールなど)

③その他(上記項目に当てはまらない点について自由記入)

(5) 事業見通し

・ 3か年の収支・事業見通し

(単位：千円，人)

項目		初年度	2年目	3年目
チャレンジ事業	①売上高			
	②売上原価			
	③経費			
会社全体	④売上高			
	⑤売上原価			
	⑥経費			
	⑦営業損益			
⑧従業員数				
うち新規雇用				

3 資金計画

(1) 事業関連経費

経費区分 \ 経費の内容	補助事業に要する経費	補助対象経費 ※消費税及び地方消費税は対象外	補助金交付申請額
① 広告宣伝費	円	円	※交付申請額は、補助対象経費を合算した額の2分の1か50万円のいずれか低い額が上限となります。
② 印刷製本費	円	円	
③ 備品購入費	円	円	
④ 工事費	円	円	
⑤ 委託費	円	円	
⑥ エネルギー転換枠に係る事業費	円	円	
⑦ その他経費			
①～⑥小計	円	円(A)	円(B)
⑦補助対象外費用	円		
合計	円(C)	円	

(2)各費目に対する積算根拠

経費の内訳 経費の区分	積算根拠
広告宣伝費	
印刷製本費	
備品購入費	
工事費	
委託費	
エネルギー転換枠に係る事業費	
その他経費	

*申請時点での見込みを記載ください。(エクセル等の任意の様式でも構いません)

*見積書等がある場合は、添付してください(写し可)。

*エネルギー転換枠に係る事業費については、見積書の写しの添付は必須です。

(3)資金調達の内訳

項目	金額	備考(調達先・他の補助金名など)
自己資金	円	
起債又は借入金	円	
その他	円	
本補助金(B)*1	円	
上記以外の補助金	円	
(C)合計*2	円	

*1(1)Bの「補助金交付申請額」及び(3)Bの「本補助金」は同額となります。

*2(1)Cの「合計」及び(3)Cの「合計」は同額となります。

誓約書

年 月 日

銚田市長 宛

申請者

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び
代表者氏名)

電話番号

私は、下記の内容について、相違ないことを誓約します。

なお、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して、市が行う一切の措置について、異議の申立てを行いません。

また、誓約した下記の内容について、市が確認のために行う関係機関への照会を行うことについて承諾します。

記

- 1 要綱第3条に規定する補助対象者の要件を満たしています。
- 2 市税及び市民法人税の滞納はありません。
- 3 宗教活動及び政治活動を事業の主たる目的としておりません。
- 4 銚田市暴力団排除条例(平成23年銚田市条例第13号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号から第3号までに規定する暴力団及び暴力団員、暴力団員等に該当しておりません。
- 5 暴排条例第2条第1号及び第2号に規定する暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しておりません。
- 6 法人でその役員のうち、暴排条例第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等に該当する者はありません。
- 7 銚田市中心企業等チャレンジ事業補助金交付要綱及び関係法令等を遵守します。
- 8 銚田市から報告・立入検査等の求めがあった場合は、これに応じます。

様

銚田市長 印

銚田市中小企業等チャレンジ事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった銚田市中小企業等チャレンジ事業補助金については、銚田市中小企業等チャレンジ事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

1 事業 業態転換 業態転換 業態転換 (エネルギー転換)

2 補助金の額 金 円

3 補助金の交付の条件

(1) 補助事業者は、補助事業が完了後、30日以内又は令和7年2月16日までに、銚田市中小企業等チャレンジ事業補助金完了報告書に、次の書類を添えて提出すること。

ア 収支決算書

イ 補助対象経費の支払を証明する書類および本事業に係るものと確認できる書類の写し (補助事業期間中に支払ったことを証明できる、銀行預金通帳の写しか銀行振込(明細)受領書又は領収書の写し、仕様書、見積書、領収書、写真等)

ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けること。

(3) 補助事業等を休止し又は中止若しくは廃止しようとするときは、市長の承認を受けること。

(4) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又はその遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

第 号
年 月 日

様

銚田市長 印

銚田市中小企業等チャレンジ事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった銚田市中小企業等チャレンジ事業補助金については、銚田市中小企業等チャレンジ事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり不交付とすることに決定したので通知します。

1 事業 枠 業態転換枠（エネルギー転換枠）

2 不交付の理由

年 月 日

銚田市長 宛

(申請者)

所在地

名称

役職名・代表者

担当者

電話番号

銚田市中小企業等チャレンジ事業補助金変更申請書

業態転換枠 エネルギー転換枠

※どちらかにチェックを入れてください。

年 月 日付け銚商第 号で銚田市中小企業等チャレンジ事業補助金の交付決定を受けた事業について、次のとおり計画を変更したいので、銚田市中小企業等チャレンジ事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり申請します。

1 補助金の変更金額

- (1) 変更後の補助金の額 金 円 ※千円未満は切捨て
(2) 変更前の補助金の額 金 円

2 変更の理由

3 添付書類

変更後の事業計画書

様

銚田市長 印

銚田市中小企業等チャレンジ事業補助金変更認定通知書

年 月 日付で変更申請のあった事業の計画の変更については、銚田市中小企業等チャレンジ事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり承認したので通知します。

1 事業 枠 業態転換枠（エネルギー転換枠）

2 補助金の変更金額

- | | | |
|---------------|---|---|
| (1) 変更後の補助金の額 | 金 | 円 |
| (2) 変更前の補助金の額 | 金 | 円 |

第 号
年 月 日

様

銚田市長 印

銚田市中小企業等チャレンジ事業補助金変更不認定通知書

年 月 日付で変更申請のあった事業の計画の変更については、不承認となりましたので、銚田市中小企業等チャレンジ事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

- 1 事業 枠 業態転換枠（エネルギー転換枠）
- 2 不承認の理由

銚田市長 宛

(申請者)

所在地

名称

役職名・代表者

担当者

電話番号

銚田市中小企業等チャレンジ事業補助金完了報告書

業態転換枠 エネルギー転換枠

※どちらかにチェックを入れてください。

年 月 日付け 第 号で銚田市中小企業等チャレンジ事業補助金の交付決定を受けた事業が完了したので、銚田市中小企業等チャレンジ事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 交付決定額 金 円

2 実施した事業内容

実施内容	
事業の成果	
今後の見込み	

3 経費の内容(単位：円)

経費の内容 経費区分	補助事業に 要する経費	補助対象経費 ※消費税及び地方消 費税は対象外	補助金交付申請額
広告宣伝費	円	円	※交付申請額(B)は、補 助対象経費を合算した 額(A)の2分の1か50 万円のうち低い額 が上限となります。
印刷製本費	円	円	
備品購入費	円	円	
工事費	円	円	
委託費	円	円	
エネルギー転換枠に係 る事業費			
その他経費	円	円	
小計	円	円(A)	円(B)
補助対象外費用	円		
合計	円(C)	円	

添付書類

- (1) 支払いを証明する書類(補助事業期間中に支払ったことを証明できる、銀行預金通帳の写しか
銀行振込(明細)受領書又は領収書の写し)
- (2) 事業内容確認書類(記録写真、チラシなど)

第 号
年 月 日

様

銚田市長 印

銚田市中小企業等チャレンジ事業補助金額確定通知書

年 月 日付で交付決定のあった銚田市中小企業等チャレンジ事業補助金については、銚田市中小企業等チャレンジ事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

1 事業 枠 業態転換枠 (エネルギー転換枠)

2 確定補助金額 金 円

銚田市長 宛

(申請者)

所在地

名称

役職名・代表者

担当者

電話番号

印

銚田市中小企業等チャレンジ事業補助金交付請求書

業態転換枠 エネルギー転換枠

※どちらかにチェックを入れてください。

銚田市中小企業等チャレンジ事業補助金について、銚田市中小企業等チャレンジ事業補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり請求します。

1 補助金請求金額 金 円

2 振込依頼先

金融機関名	
支店名	
口座番号	普通・当座
口座名義	(フリガナ)

※ 上記口座が確認できる通帳の写しを添付すること。